

## タイ王国憲法

## タイ王国憲法

(一九六八年六月二一日公布)

国王陛下は、次のことを忝なくも、知らしめ給うた。一九三二年十月十日にタイ王国憲法がラーマ七世によって提出されたことは、国王は、憲法の条項にもとづき元首であり、タイ国民から発する主権を行使する民主的政体を、タイにおいて採択したことを表わしたものである。国王は、国会を通じて立法権を、内閣を通じて行政権を、裁判所を通じて司法権を行使するのである。

この民主政体は次第に発展し、この国の情勢の変化に応じ、時代の要求に適合させるため、憲法改正がしばしばなされてきたのであった。

進展するに従い、国王を元首とする政体は、恒久的にタイ国

タイ王国憲法

## 奥原忠弘

民のすべての信頼を獲得した。憲法改正を必要とした事態は、主として、国会の形態ばかりでなく、国会と内閣の關係に関連していた。立法権と行政権が、適度の均衡を保つならば、国は所期の安定を達成することができよう。

かかる安定を目指して以前に採られた方法は、議員の二つの範疇、すなわち、同一議會に公選の議院と国王任命の議員を置くことであつた。次に、二院制が採用された。この制度の下では、二つの議院、すなわち、公選の議員から成る議院と他の方法もしくは国王により任命される議員から成る議院が設けられた。再び最初の制度が採用された。にもかかわらず、安定は維持され得なかつた。

革命党は、混沌と不安は著しく国を危殆に瀕せしめること、かつ、若し国の行政が円滑に続き、立憲制度が真に安定するものとするならば、制度の基礎が、考案さるべき適正な憲法と結

びついて、特別の計画と企画に従った教育の発展と国民経済を通じて、確立されねばならない、と考えた。

従って、革命党は、一九五八年十月二十日革命を行い、仏歴二四九五年（一九五二年）に改正された仏歴二四三五年（一九三二年）のタイ王国憲法の廃棄を宣言した。

革命党の指導者は、適正な憲法が制定されるために、国王に対して、憲法制定会議を設立し、暫定的効力を有する王国の行政のための憲法を發布するよう奏上し、国王陛下は、この奏上にもとづき、一九五九年一月二八日、憲法制定会議により制定される憲法が發布されるまで、王国の行政のための憲法が施行せらるべしとの国王命令を発した。

憲法制定会議は入念に憲法の起草を行った。同会議は、世論を集め、これを検討することを職務とする世論聴取委員会、調査を行ない、研究に価する原則を集めることを任務とする委員会、憲法起草の任にあたる起草委員会を任命した。これと関連して、草案の原則は憲法制定会議の決議にもとづいた。

本憲法を作成するにあたって、憲法制定会議および関連諸委員会には、従来のタイの諸憲法ならびに諸外国の諸憲法を検討した。それにもかかわらず、特別の目的は、国家の安定と一層の進歩を保障する必要に適合する憲法をつくり出すことであった。

憲法制定会議は、タイは国王を元首とする民主政体を採るとの一般原則を採択することを決定し、かつ国会の形態、国会と

行政部との関係のような他の事項に関連する他の原則を決定した。これらの原則は、一院が国民により選出された議員から成る二院の設立を求めている。他院は、国王により任命される議員から成るであろう。国会は、立法権を有し、かつ政府に質問を行ない、決議を可決することなく一般討論を開始し、もしくは不信任決議を可決する目的で一般討論を開くことにより、国政の運用を監督することができる。

上記のように、立法権と国政運用の監督権を有する国会とあわせて、憲法制定会議は、憲法制度の安定に資する権力の均衡を保持する目的で、立法権をより大きな範囲にまで行政権から分離することは、得策であると考えた。従って、行政部に属するものである内閣総理大臣またはその他の内閣の閣僚は、国會議員を兼ねることはできない、との原則を決定したのである。

憲法起草委員会は、憲法制定会議が決定した原則に従って、憲法を起草し、その審議のため、草案を憲法制定会議に提出した。

憲法制定会議は、三回の読会をもって草案を討議した。第一読会において、当該草案を検討することを認めた。第二読会においては、同草案ならびに憲法制定会議が定めた原則に従う修正動議を検討する草案検討委員会を設置し、その検討は憲法の名称から始まった。次に、前文と草案の逐条毎の検討を始めた。第三読会においては、同委員会は、国会の資格で行動する制憲会議に草案を提出することを決定した。

国会の資格における制憲會議は、王国の行政のための憲法第十條の規定に従い、草案の審議をすすめ、その署名と公布のため、草案を国王陛下に提出することを決定した。

タイ国民においては、本タイ國憲法の永続のために、本憲法を一致して支持し、促進し、擁護し、かつ遵守することを希う。タイ国民においては、民主的体制に従って、その権利を効果的に行使せられることを希う。国会と行政部は、國家を安定と繁榮に導き、國民を平和に導き、よつてもつて國王によつてあらゆる点において決定されている憲法体制に恒久の安定を供せんとする共同の目的をもつて、本憲法の諸條項に従い、その職責を果されることを希う。

## 第一章 總 則

第一條 タイは、一体かつ不可分の王国である。

第二條 タイは、國王を元首とする民主政體を採用する。

第三條 主權は、タイ國民から發する。國家元首たる國王は、本憲法の規定に従い、主權を行使する。

## 第二章 國 王

第四條 國王の身體は、神聖にして不可侵である。

第五條 何人も、いかなる方法においても、國王を告發し、もしくは國王に対して訴訟を提起することができない。

第六條 國王は、仏教を信奉し、かつ宗教の擁護者である。

第七條 國王は、國會を通じて、立法權を行使する。

第八條 國王は、内閣を通じて、行政權を行使する。

第九條 國王は、裁判所を通じて、司法權を行使する。

第十條 國王は、タイ國軍の總帥の地位を保有する。

第十一條 國王は、位階に叙し、勲章を授与する大權を有する。

第十二條 國王は、樞密院議長およびその他八名以内の樞密顧問官から成る樞密院を構成するため、適格者を選考し、かつ任命する。

樞密院は、國王により諮問される王權に屬するすべての事項に關し、國王に助言する義務を有し、かつ本憲法に定められたその他の義務を有する。

第十三條 樞密顧問官の選考、任命ならびに罷免は、國王の御意による。

樞密院議長を任免する勅令は、國民會議議長により副署され、その他の樞密顧問官を任命する勅令は、樞密院議長により副署されなければならない。

第十四條 いかなる樞密顧問官も、常勤の政府職員、國務大臣またはその他の政務官、參議院議員、衆議院議員、もしくは政黨の黨員または職員であつてはならない。また樞密顧問官は、いかなる政黨にも積極的支持を表明してはならない。

第十五條 樞密顧問官は、就任に先立ち、國王の面前で、次の

言葉で厳肅な宣誓を行わなければならない。

「私（宣誓者の氏名）は、国王陛下に対し、忠誠であり、国家および国民のために職責を誠実に遂行し、かつタイ王国憲法をあらゆる点で擁護し、遵守することを厳肅に宣誓する。」

第十六条 枢密顧問官は、死亡、辞任もしくは勅令により退任する。

第十七条 宮内官および侍従武官長の任免は、国王の御意による。

第十八条 国王が王国内に居住していない場合、もしくはなんらかの理由により、その権限を行使することができない場合には、同王は、国会の同意を得て、摂政となるべき者一名を任命する。当該任命は、国会議長により副署されなければならない。

第十九条 国王が第十八条により摂政を任命しない場合、または国王が未成年もしくはその他の理由により、摂政を任命することができない場合には、枢密院は、摂政職に就くに適する者の氏名を国会に提出し、その承認を得るものとする。国会の承認を得た場合、国会議長は、国王の名において行なわれる布告によって、その者を摂政に任命する。

第二十条 第十八条または第十九条に規定された摂政の任命が行なわれるまでの間は、枢密院議長が臨時に摂政となる。

第十八条または第十九条の定めるところにより任命された摂政がその職務を遂行することができない場合には、枢密院議長が臨時に摂政の職務を行う。

枢密院議長は、第一項により摂政となり、または第二項により摂政の職務を代行する場合には、枢密院議長としての権限を行使してはならない。この場合、枢密院は、その顧問官の一名を臨時議長に選任しなければならない。

第二十一条 第十八条または第十九条にもとづき任命された摂政は、就任に先立ち、国会の前で、次の言葉で厳肅な宣誓を行わなければならない。

「私（宣誓者の氏名）は、国王陛下（現国王名）に対し忠誠であり、国家および国民のために職責を誠実に遂行し、かつタイ王国憲法をあらゆる点で擁護し、遵守することを厳肅に宣誓する。」

第二十二条 王位継承は、国会の同意を得て、仏歴二四六七年（西歴一九二四年）の「王位継承法」の定めるところによる。

仏歴二四六七年（西歴一九二四年）の「王位継承法」の廃止または修正は、憲法改正と同じ方法で、これを行なうことができる。

第二十三条 王位が曠欠である場合には、枢密院は、仏歴二四六七年（西歴一九二四年）の「王位継承法」の定めるところにより、王位継承者の氏名を国会に提出し、その承認を求め

る。国会の承認を得た場合、国会は、当該継承者に即位を懇請し、国王として宣言する。

第一項による継承の宣言がなされるまでの間は、枢密院議長が臨時に摂政となる。第十八条または第十九条にもとづき摂政が任命され、もしくは第二十条第一項にもとづき枢密院議長が摂政である期間に、王位曠欠が生じた場合には、当該摂政または場合により枢密院議長は、王位継承者の宣言がなされるまでの間、引続き摂政としてとどまる。

任命された摂政もしくは第二項にもとづき引続きその地位にある摂政が、その職務を遂行することができない場合は、枢密院議長が、臨時に摂政の職務を行なうものとする。

枢密院議長が第二項にもとづき摂政となり、または第三項にもとづき臨時に摂政の職務を行なう場合は、第二十条第三項の規定が適用される。

### 第三章 タイ国民の権利および自由

第二十四条 何人も、出生または信教にかかわらず、本憲法の平等な保護を享受する。

第二十五条 何人も、法の前に平等である。出生、授与もしくはその他の方法により取得された勲位は、いかなる特権も伴わない。

第二十六条 何人も、国民としての義務もしくは公序良俗に反

しない限り、いかなる宗教、宗派または宗教上の教義をも信奉する完全な自由を享受し、かつ自己の信仰に従って礼拝の儀式を行なう完全な自由を享受する。

第一項に定める自由を行使する場合、何人も、その信奉する宗教、宗派または宗教上の教義、もしくはその行なう礼拝の儀式の相違を理由として、その権利を侵害されもしくはその正当な利益を害されることのないように、国家の行為から保護される。

第二十七条 何人も、自己の行為について、その行為の当時有効であった法律により犯罪とされ罰則が定められていなければ、罰せられることはない。犯罪を行なった当時有効である法律によって定められた刑罰以上の刑罰を課することはできない。

第二十八条 刑事事件において、被疑者または被告人は、最初無罪とみなされる。

何人も、有罪とする最終判決のあるまで、犯罪人としての取扱いを受けない。

被疑者または被告人の保釈の申請は、斟酌されなければならない。過度の保釈金はこれを要求してはならない。保釈の不許可は、法律のとくに定める理由にもとづき、かつその理由の告知が被疑者または被告人になされなければならない。抑留または拘禁中の者は、妥当な範囲で外来者と接見する

権利を有する。

第二十九条 何人も、完全な人身の自由を享受する。

何人も、いかなる事情の下においても、法律の定める権限による場合を除いては、逮捕、抑留もしくは身体の搜索を受けることはない。逮捕または身体の搜索を受けた者は、遅滞なく、その理由を詳細に通知されなければならない。抑留された者は、立会人なくして弁護士に接見し、相談する権利を有する。

抑留が行なわれた場合、抑留された者、検察官または被抑留者のために行動するその他の者は、管轄権を有する地方裁判所に、当該抑留が不法である旨提訴する権利を有する。かかる提訴がなされた場合、当該裁判所は速やかに独自に審査を行なわなければならない。裁判所の事実認定において、当該提訴が実証された場合、当該裁判所は、その抑留に責任を負う者に対して、被抑留者を裁判所に出頭させることを命令する権限を有する。抑留に責任を負う者が、当該抑留が適法であることを立証できない場合には、裁判所は、被抑留者を直ちに釈放することを命令するものとする。

第三十条 強制労働は、緊急の公共災害の防止のために特に法律で規定されている場合、または戦争、もしくは戦争状態、または緊急状態、あるいは戒厳令が布告されている時に法律で規定されている場合のほか、これを課することができない。

第三十一条 何人も、住居の安全に対する権利は侵されない。

何人も、平穩に居住し、住居を所有する権利を保障される。居住者の同意なくして住居に立入ること、もしくは搜索することは、法律の規定によらなければこれを行なうことができない。

第三十二条 私有財産権は、これを保障する。私有財産権の範囲および制限は、法律によりこれを定める。

遺産相続は、これを保障する。遺産相続権は、法律によりこれを定める。

不動産の収用は、公共事業、国土の直接的防衛、国家的資源の開発、都市計画、もしくはその他の国家利益のために特に制定された法律の規定によらなければ、これを行なうてはならない。収用により損害を蒙る財産の所有者および当該財産について権利を有する者に対して、不動産収用に関する法律により、正当な補償が支払われるものとする。

第三十三条 何人も、言論、著述、印刷および出版について、完全な自由を享受する。

この自由は、他人の自由を確保し、緊急状態を回避し、公序良俗を維持し、かつ青少年を道徳的遺棄から保護するために、特に制定される法律の規定によってのみ、これを制限することができる。

国は、民間の新聞に対して、金銭その他物品による補助を

与えてはならない。

第三十四条 何人も、教育に関する法律および教育機関の組織に関する法律にもとづき、国民としての義務に反しない限り、教育に関する完全な自由を享受する。

第三十五条 何人も、平穏にかつ武器を携帯せずに集会する完全な自由を享受する。

この自由は、公共の集会の場合および公共の場所を使用する公衆の便宜を確保する場合、もしくは戦争または戦争状態あるいは緊急状態または戒厳令が布告されている期間中、公の秩序を維持するために制定される法律の規定によつてのみ、これを制限することができる。

第三十六条 何人も、その目的が法律に抵触しない限り、結社の完全な自由を享受する。

結社の設立ならびに運営は、法律によりこれを定める。

第三十七条 何人も、政治活動を行なうため、本憲法の定める政体に反しない限り、民主的手段によつて、政党を結成する完全な自由を享受する。

政党の設立ならびに運営は、法律によりこれを定める。

第三十八条 何人も、郵便またはその他の適法の手段による通信の完全な自由を享受する。

信書、電報、電話またはその他の手段による通信は、法律の規定に従つてのみ、これを検閲、押収または開披すること

ができる。

何人も、公の利用のために設けられた通信機関を利用する平等な権利を有する。

第三十九条 何人も、王国内において住居を選定し、職業を選択する完全な自由を享受する。

この自由は、国家の安全、国家経済、公共の福祉、または家族関係の維持のために、特に制定される法律の規定によつてのみ、これを制限することができる。

タイ国民の王国からの追放は、これを行なつてはならない。

第四十条 何人も、個人でもしくは連帯して、法律の定める条件および手続に従つて、救済を求めため、請願を行なう権利を有する。

第四十一条 家族の権利は、これを保障する。

第四十二条 何人も、法人である政府機関の職員が長または雇傭主として行なつた行為について、当該機関を訴える権利を保障される。

第四十三条 軍隊および警察の構成員、その他の常勤の政府および地方自治体の職員は、本憲法により国民に与えられると同様の権利ならびに自由を享受する。但し、政治活動、能率もしくは規律に関し、法律または法律にもとづいて発せられる命令もしくは規則により課せられる制限に従う場合はこの

限りではない。

第四十四条 何人も、国家、宗教、国王および本憲法に反して、本憲法の定める権利および自由を行使してはならない。

#### 第四章 タイ国民の義務

第四十五条 何人も、国土防衛の義務を有する。

第四十六条 何人も、法律の定めるところにより、兵役の義務を有する。

第四十七条 何人も、本憲法の定めるところにより、国王を元首とする民主政体を護持する義務を有する。

第四十八条 何人も、法律を遵守する義務を有する。

第四十九条 何人も、選挙または国民投票においては、誠実に、かつ全体の利益のために、その投票権を行使する義務を有する。

第五十条 何人も、法律の定めるところにより、租税および課金を納入する義務を有する。

第五十一条 何人も、法律の定めるところにより、政府機関を援助する義務を有する。

第五十二条 何人も、法律の定める条件および手続に従い、初等教育を受ける義務を有する。

#### 第五章 国家政策の指導原理

第五十三条 本章の規定は、規定された政策にもとづき、立法および行政を指導することを目的とし、国に対する訴因を生ぜしめるものではない。

第五十四条 国は、独立を保全しなければならない。

第五十五条 国は、友好的な国際関係を促進し、他国との交流において互恵の原則を採択するものとする。

第五十六条 国は、国際正義および世界平和の維持に他国と協力するものとする。

第五十七条 軍は、国家の独立と安全および利益の保持のために必要である限度において、維持されるものとする。

第五十八条 軍は、国に帰属し、戦闘または戦争もしくは反乱の鎮圧のためにのみ、動員される。

第五十九条 国は、教育を促進し、かつ助成する。

教育組織の決定は、国の専属的義務である。すべての教育施設は、国の統制と監督に服する。

高等教育については、法律の定める範囲内で、当該研究機関が、その業務を運営することができるように措置を構ずるものとする。

第六十条 国の教育施設で行なわれる初等教育は、これを無償

とする。

国は、教育および訓育資材の提供に、妥当な援助を与えるものとする。

第六十一条 国は、芸術および科学の研究を支援するものとする。

第六十二条 国は、民族的文化を保持するものとする。ただし、個人の意思に反する強制的措置を構ってはならない。

第六十三条 国は、歴史的、文化のおよび芸術的に価値ある場所および物件を保護するものとする。

第六十四条 国は、私経済の創意を奨励するものとする。国は、国民全体の利益のために、公共事業と私企業とを調整する措置を構ずるものとする。

私人による公共事業または独占事業は、法律の定めるところによつてのみ、これを行なうことができる。

第六十五条 国は、質、量ともに生産物を増加する目的で、農業を奨励し、かつ助成するものとする。

第六十六条 国は、農業および工業における私的な取引および生産を助成するものとする。

第六十七条 国は、国民の安寧と福祉のために、社会事業を奨励し、かつ助成するものとする。

第六十八条 国は、就業年令にある国民に、適業に就くことを奨励し、かつ労働の公平な保護を保障するものとする。

第六十九条 国は、公衆衛生を促進するものとする。

第七十条 国は、地方自治を強化し、かつ地方自治体が、その職務を効果的に遂行しうるよう支援するものとする。

## 第六章 立法権

### 第一節 総則

第七十一条 国会は、参議院および衆議院でこれを構成する。

国会は、本憲法の定めるところにより、合同でまたは各別に、会議を行なう。

第七十二条 参議院議長は、国会の議長である。衆議院議長は、国会の副議長である。

議事規則にもつぎ、両院合同会の議事を主宰し、かつ、本憲法の定めるその他の職務を遂行することは、国会議長の義務である。

国会議長がその職務を遂行することのできない場合には、国会副議長が、これを代行する。

第七十三条 法律案は、国会の助言と同意により、かつそれにもついで、法律として公布されることができ。

第七十四条 法律案が国会により可決された後、内閣総理大臣は、当該法律案を署名を得るため国王に奏上する。当該法律案は、官報で公布された後、施行される。

第七十五条 国王が法律案を裁可せず、当該法律案を国会に返

付するか、または九十日以内に返付しない場合には、国会は、当該法律案を再審議するものとする。国会が、両院の総議員の三分の二以上の多数決により、当該法律案を再可決した場合、内閣総理大臣は当該法律案を国王に再奏上する。国王が当該法律案を三十日以内に署名を付して返付しない場合には、内閣総理大臣は、国王が署名を与えたものとして、当該法律案を官報に掲載して公布する。

第七十六条 何人も、同時に、参議院議員と衆議院議員とを兼ねることができない。

第七十七条 五名以上の参議院議員または衆議院議員は、所属議院の議長に対して、本憲法の規定にもとづき、いずれかの議員が資格を喪失した旨の申立を行なう権利を有する。申立を受けた議長は、これを憲法裁判所に付託し、審理および決定を求める。

憲法裁判所の決定は終審であり、当該決定は、憲法裁判所により、第一項の規定による申立を受けた議長に通知される。

議員の資格喪失を確定する憲法裁判所の通知を、議長が受ける以前に、当該議員が職務遂行上行なった行為は、当該判決により影響を受けない。

## 第二節 参議院

第七十八条 参議院は、国家のために貢献することのできる科

学またはその他の分野において優れた適格者であり、出生によるタイ国籍をもつ、年令四十歳以上の者の中から、国王により任命される議員で、これを組織する。

参議院議員の定数は、衆議院の総議員数の四分の三とする。算定された数の端数は、これを切捨てるものとする。

第七十九条 参議院議員の任期は、国王により任命された日から六年とする。

第一回目のときには、抽せんにより、国王による最初の任命から三年後に、議員総数の半数が退任する。抽せんによる議員の身分の終了は、任期満了による退任とみなされる。

国王は、退任した議員を再任することができる。

第八十条 参議院議員の資格は、次の事由により消滅する。

- (1) 任期満了。
- (2) 死亡。
- (3) 辞職。
- (4) タイ国籍の喪失。
- (5) 第八十六条(1)、(2)、(3)もしくは(5)、または第八十九条(1)、(2)もしくは(3)の規定に該当する場合。

(6) 過失犯、軽犯罪もしくは軽犯罪と同等の罪に相当する犯罪の場合を除き、裁判所により拘禁刑の判決を受けた場合。

第八十一条 任期満了以外の事由により参議院に空席の生じた場合、国王は、これを補充するため第七十八条にもとづき、

適格者を任命する。新たに任命された議員は、前任者の残任期間のみ在任することができる。

### 第三節 衆議院

第八十二条 衆議院は、第八十三条に規定する定数で、国民により選挙された議員でこれを組織する。

衆議院の選挙は、直接かつ秘密投票で、県を単位としてこれを行なう。

選挙を全県一選挙区で行なうか、いくつかの選挙区に分割して行なうかは、衆議院議員の選挙に関する法律でこれを定める。

第八十三条 選出される衆議院議員の数は、十五万人につき一名の議員を基準として、選挙の前年に行なわれた国勢調査にもとづき、各県の人口数により決定される。人口十五万人未満の県も、一名の議員を選出する。十五万人以上の人口を有する県は、十五万人につき更に一名の議員を選出し、十五万人をこえる端数は、七万五千人以上の場合には、十五万人として算定する。

第八十四条 第八十五条の下で資格を有し、かつ第八十六条の規定に抵触しない者は、選挙権を有する。

第八十五条 次の資格をもつ者は、選挙権を有する。

(1) 法律上のタイ国籍を有していること。但し、父が外国人であるタイ国籍所有者、または帰化によるタイ国籍取得者

は、衆議院議員の選挙に関する法律により定められる他の資格をも有しなければならない。

(2) 選挙の行なわれる年の一月一日に年令二十歳以上であること。

(3) 衆議院議員の選挙に関する法律に規定のある場合、その他の資格を有していること。

第八十六条 選挙日に、次の事項のいずれかに該当する者は、選挙権を有しない。

(1) 精神異常または心神耗弱者。

(2) 聾者、啞者および読み書きのできない者。

(3) 僧侶、見習僧、修道尼または牧師。

(4) 裁判所の令状により抑留中の者。

(5) 裁判所の判決により選挙権を剥奪されている者。

第八十七条 第八十四条の規定により選挙権を有し、第八十八条に規定する資格を有する者で、第八十九条により被選挙権を喪失することのない者は、衆議院議員の選挙に立候補する資格を有する。但し、第八十六条第四項の規定は、抑留中の者が、裁判所の判決により、拘禁刑に処せられていない場合には適用されない。

第八十八条 候補者は、次の資格を有していなければならない。

(1) 法律上のタイ国籍を有していること。但し、父が外国人

であるタイ国籍所有者、または帰化によるタイ国籍取得者は、衆議院議員の選挙に関する法律により定められる他の資格をも有しなければならない。

- (2) 選挙日に、年齢三十歳以上であること。
- (3) 衆議院議員の選挙に関する法律により定められる教育水準に達していること。

- (4) 衆議院議員の選挙に関する法律に規定のある場合、その他の資格を有していること。

第八十九条 次の事項のいずれかに該当する者は、立候補の権利行使を禁止される。

- (1) 麻薬常習者。
- (2) 全盲者。
- (3) 免責未決済破産者。
- (4) 裁判所の判決により、過失犯を除き、二年以上の拘禁刑に処せられ、刑の執行を終えた日から選挙日まで五年の期日を経過していない者。
- (5) 政務官以外で、有給、常勤の国家公務員または地方公務員。
- (6) 衆議院議員の選挙に関する法律に規定のある場合、その他の禁止事項に該当する者。

第九十条 本憲法の規定する場合を除き、選挙の規則および手続は、衆議院議員の選挙に関する法律により、これを定め

る。

第九十一条 衆議院の立法期は、国会の最初の会期の開会日から、四年とする。

第九十二条 衆議院議員の選挙は、勅令の発布後に行なわれる。当該勅令は、立候補受付期間および選挙日を定める。総選挙の場合、選挙は全国を通じて同日に行なわれる。

第九十三条 国王は、国民が新たな衆議院議員を選挙するために、衆議院を解散する大権を保有する。

衆議院の解散は、勅令により行なう。勅令は、新たな衆議院議員の総選挙日を解散後九十日以内に定める。

第九十四条 衆議院議員たる資格は、国会の最初の会期の開会日に、はじまる。

第九十五条 衆議院議員の資格は、次の事由により消滅する。

- (1) 衆議院の立法期の満了または解散。
- (2) 死亡。
- (3) 辞職。
- (4) 第八十五条または第八十八条にもとづく資格喪失。
- (5) 第八十六条(1)、(2)、(3)または(5)、もしくは第八十九条(1)、(2)、(3)、(5)または(6)に該当する場合。
- (6) 過失犯、軽犯罪、または軽犯罪と同等の罪に相当する犯罪の場合を除き、裁判所により拘禁刑の判決を受けた場合。

第九十六条 衆議院の立法期の終了または解散以外の事由によ

り欠員が生じた場合には、残余期間が百八十日未満でない限り、九十日以内に補欠選挙を行なう。

補欠議員の資格は、その職務に就いた日から始まり、衆議院の立法期の残余期間のみ在任する。

#### 第四節 両院に適用される規定

第九十七条 参議院議員および衆議院議員は、全タイ国民を代表する。参議院議員および衆議院議員は、選挙民の命令的委任により拘束をうけず、タイ国民の共通の利益のために、その良心が真に命ずるところに従って、職務を遂行しなければならない。

第九十八条 参議院議員および衆議院議員は、就任に先立って、各院の集会において、次の言葉で厳粛な宣誓を行なわなければならない。

「私（宣誓者氏名）は、タイ国民の共通の利益のために、私の良心の真に命ずるところに従って、職務を遂行し、かつタイ王国憲法をあらゆる点で擁護し、遵守することを厳粛に誓う。」

第九十九条 参議院および衆議院は、各院の決議に従って、当該議院の議員の中から、国王によって任命される一名の議長ならびに一乃至二名の副議長を有する。

第一百条 参議院の議長および副議長は、半数の議員の改選の都度に行なわれる新たな議長および副議長の選出日の前日まで

在任する。

衆議院の議長および副議長は、衆議院の立法期の満了または解散まで、在任する。

第一項および第二項に定められた任期満了前に、両院の正副議長は、次の場合にその職を解かれる。

- (1) 議員たる地位の喪失。
- (2) 辞職。

第一百一条 参議院および衆議院の議長は、各院の議事規則に従い、それぞれの議院の議事を主宰する。副議長は、議長がその職務を遂行することができない場合に、それを代行する。

第一百二条 参議院の正副議長または衆議院の正副議長がともに会議に出席していない場合、それぞれの院の議員は、その会議を主宰する者一名を互選する。

第一百三条 参議院または衆議院の会議において、定足数を構成するには、総議員の三分の一以上の出席を必要とする。

第一百四条 第七十五条、第二百一条、第四百九条および第四百六十九条に定める場合を除き、すべての議題は、投票の過半数により、これを決定する。

各議員は、一投票権を有する。可否同数の場合には、会議の主宰者が決裁票として、更に一票を投ずる権利を有する。

第一百五条 参議院もしくは衆議院、または両院合同会の会議における、議員の発言は、事実の陳述、意見の表明または投票

のいずれであっても、絶対的な特権として免責される。これに対し、いかなる方法によっても訴訟を提起し、または告発することができない。

この特権は、各院の議事規則により議事録を印刷しかつ発行した者、ならびに会議の主宰者の許可を得た者の行なった事実の陳述または意見の表明に及ぶものとする。

第百六条 参議院および衆議院の会期は、国会の会期と同時に開会し、閉会する。

第百七条 参議院は、衆議院の解散中は、これを開会してはならない。

第百八条 国会は、衆議院の定めるところにより、毎年一回以上の常会を開く。最初の会議は、選挙の日から三十日以内に召集されなければならない。

年次常会の開会日は、衆議院がこれを定める。

第百九条 常会は、九十日間継続する。但し、国王はその期間を延長することができる。

国王は、第一項に定められた期間内に、停会をすることができる。

第百十条 国王は、国会を召集する。国王は、国会を開会し、閉会する。

国王は、開院式を行なうために臨席し、または成年に達した皇嗣もしくは他の者に開院式の代行を命ずることができ

る。

第百十一条 国王は、国家の利益のために必要のある場合は、いつでも、国会の臨時会を召集することができる。

第百十二条 参議院議員および衆議院議員は、共同してまたは各院別に、両院の総議員の三分の一以上により、国王に対して、国会の臨時会を召集する勅令を要求する奏請を提出する権利を有する。

第一項に定められた奏請が、両院の議員による場合は、国会議長に提出され、各院別の場合は、それぞれの議長に提出される。

当該奏請を受理した議長は、これを国王に提出し、かつ勅令に副署するものとする。

第百十三条 第百十二条の規定による国会の召集、会期の延長および停会は、勅令によりこれを行なう。

第百十四条 参議院または衆議院の議員は、所属議院の許諾のある場合、または現行犯で逮捕される場合を除き、会期中、逮捕または抑留もしくは犯罪の搜索令状により召喚されることはない。

参議院または衆議院の議員の現行犯による逮捕は、ただちに所属議院の議長に報告される。議長は、当該議員の釈放を命ずることができる。

第百十五条 会期中であると否とに拘わらず、参議院または衆

議院の議員に対して提起された刑事上の訴訟は、その所屬議院の許諾がなければ、会期中、裁判所はこれを審理することができない。いかなる場合においても、裁判所の審理は、当該議員の議会の会議への出席を妨げない。

いずれかの議院の議員としての地位にもとづく抗弁のなされる以前に行なわれた裁判所の審理は有効とする。

第一百六条 参議院または衆議院の議員が、会期前に刑事上の捜索もしくは裁判のため抑留されている場合は、捜査担当または裁判所は、随時、議会の開会に際して、その所屬議院の要求に基づき、即時釈放を命ずるものとする。

前項の釈放命令は、釈放の日から会期の最終日まで有効とする。

第一百七条 法律案は、内閣、参議院議員または衆議院議員によつてのみ発案されることができ。但し、金銭法案は、内閣総理大臣の同意ある場合を除いて、参議院議員または衆議院議員がこれを発案することができない。

金銭法案とは、租税または課金の賦課、廃止、軽減、変更、免除もしくは規制、または国庫金の充当承認、管理もしくは支出、または借入金金の起債、保証もしくは償還、または通貨に関する法律案の全部もしくは一部について規定する法律案をいう。

疑義のある場合、内閣、参議院議員または衆議院議員から

当該法律案を受理した議院の議長が、当該法律案が金銭法案であるか否かを決定する権限を有する。

第一百八条 内閣および衆議院議員（複数）により発案される法律案は、衆議院に提出される。参議院議員（複数）により発案される法律案は、参議院に提出される。

第一百九条 衆議院または参議院が、第一百八条にもとづき提出された法律案を審議し、これを可決した場合、衆議院または参議院は、当該法律案をそれぞれ参議院または衆議院に送付する。参議院または衆議院は、他院より送付された法律案の審議を六十日以内に完了しなければならない。金銭法案は、三十日以内にその審議を完了しなければならない。但し、特別の場合には法案を送付した衆議院または参議院は、決議により当該期間を延長することができる。この期間は、会期中、当該法律案が参議院または衆議院に到達した日から起算する。

参議院または衆議院の当該法律案の審議が、前項の定める期間内に完了しない場合には、参議院または衆議院は、当該法律案を承認したものとみなされる。

第一項の規定により、衆議院より参議院に、または参議院より衆議院に法律案を送付する場合、他院に当該法律案を送付する議院の議長は、当該法律案が金銭法案か否かについて、他院にその意見を通知する。この通知は、最終的なもの

とみなされる。

この通知がなされない場合は、当該法律案は金銭法案でないものとみされる。

第二百二十条 参議院または衆議院が、法律案の審議を完了した場合において、

(1) 後議院たる衆議院が、これに同意した場合は、第七十四条の定める手続がとられるものとする。

(2) 後議院たる衆議院または参議院が、否決したときは、当該法律案が衆議院先議のものである場合には、保留となり、かつ衆議院に返付される。当該法律案が参議院先議のものである場合には、廃案となる。

(3) 当該法律案が修正された場合、その修正案は先議院たる衆議院または参議院に回付される。この場合、各院は、当該法律案審議のための両院協議会を設置するため、議員またはその他の者を任命する。両院協議会は、当該法律案を先議した議院が決定する同数の委員で、これを構成する。両院協議会は、審議後、報告書を付して、当該法律案を両議院に返付する。両議院が、両院協議会により審議された法律案を可決した場合には、第七十四条の定める手続がとられるものとする。

いずれかの議院が、この法律案に同意しないときには、当該法律案が、衆議院先議の法律案である場合には保留と

なり、参議院先議の法律案である場合には、廃案となる。

両院協議会は、当該法律案の審議において、事実の陳述または意見の表明を求めるため、何人をも召喚する権限を有する。第二百五条に定められた特権は、本条項による義務を遂行する者にも及ぶものとする。

両院協議会の会議は、総議院の過半数で定足数を構成し、委員会に関する参議院の議事規則が準用される。

第二百二十一条 第二百二十条により、保留された法律案は、参議院より衆議院に返付された日から一年後に、衆議院で再審議することができ、この場合、衆議院が総議員の過半数により、原法律案または両院協議会により審議された法律案を再可決した場合には、当該法律案は国会により可決されたものとみなされ、第七十四条の定める手続がとられるものとする。

保留された法律案が金銭法案である場合には、衆議院は、直ちにこの再審議を行なうことができる。この場合、衆議院が総議員の過半数により、原法律案または両院協議会により審議された法律案を再可決した場合には、当該法律案は国会により可決されたものとみなされ、第七十四条の定める手続がとられるものとする。

第二百二十二条 衆議院の立法期の満了または解散時に、国会が可決していない法律案、または国王が裁可しない法律案、も

しくは九十日以内に国王が返付しなかつた法律案は、廃案となる。

第二百二十三条 国の年次予算は、法律の形式でこれを定める。

当該予算法が新年度までに可決されない場合には、前年度の予算法が暫定的に効力を有する。

第二百二十四条 国庫金の支出は、予算に関する法律に認められた項目についてのみ行なわれる。但し、緊急の必要がある場合には、法律により定められる規則ならびに手続に従い、事前に支出を行なうことができる。この場合、最も早い機会に、国会による承認が必要とされる。

国会の承認は、特別法の形式によるか、または予算移管法、補正予算法もしくは次年度の年次予算法の一部として行なわれるものとする。

第二百五条 参議院および衆議院は、本憲法の規定に従い、国務の運営を監督する権限を有する。

第二百二十六条 参議院または衆議院の会議において、すべての議員は、国務大臣に対して、その権限の範囲内のすべての事項について、質問する権利を有する。但し、国務大臣は、当該事項が、公共の安全または国家の重大な利益のために、まだ公表すべきでないと思慮するときは、答弁を拒否することができる。

第二百二十七条 参議院議員または衆議院議員は、各院の総議員

の五分の一以上により、内閣をして、国務の運営に関する問題について、事実を陳述し、または意見を表明せしめるため、各院で一般討論の動議を提出する権利を有する。

第一項の定める動議は、当該動議を行なつた議員の属する議院の議長に提出される。動議を受理した議長は、内閣総理大臣に対して、一般討論の期日を指定するよう通知しなければならぬ。この期日は、内閣総理大臣が当該通知を受けた日から三十日を超えてはならない。但し、内閣は、当該事項が公共の安全または国家の重大な利益のために、まだ公表すべきでないと思慮するときは、一般討論を保留することを要求する権利を有する。

本条項により行なわれる一般討論においては、討議事項に關し、いかなる決議もこれを行なうことができない。

第二百二十八条 参議院議員および衆議院議員は、共同してまたは別個に、両院の総議員の五分の一以上により、国務大臣を個別的にまたは連帶的に信任しない旨の決議を行なうための一般討論の動議を提出する権利を有する。

第一項の動議が両院の議員により行なわれた場合は、当該動議は国会議長に提出される。動議が各院の議員により行なわれた場合は、当該動議はそれぞれの議院の議長に提出される。

第一項の動議にもとづく一般討論は、国会の会議で行なわ

れねばならない。

議事日程の他の議事に移る決議が採択された場合を除き、一般討議が終了したときは、国会は、信任または不信任の決議を議決しなければならぬ。但し、この決議は、当該一般討議が終了した日に議決してはならない。

第二百二十九条 国務の運営に関する問題が生じ、内閣が参議院議員および衆議院議員の意見を徴することが適当であると判断したときは、内閣総理大臣は、国会議長に対して、国会の会議で一般討議が行なわれることを要求する旨を通告する。この場合、国会は当該討論事項について、決議を行なうことはできない。

第三十条 参議院および衆議院の会議は、各院の議事規則の定める条件にもとづき、公開される。但し、内閣または二十名以上の議員の要求のあるときは、秘密会を開くことができる。

第三十一条 参議院または衆議院は、常任委員会を設置するため、それぞれの議員の中から委員を選任する権利を有し、各院の権限の範囲内に属するいかなる事項をも処理または調査して、各院にその報告を提出せしめるための特別委員会を設置するため、各院の議員または議員以外の者を選任する権利を有する。委員会は、審議中の事項について、事実を陳述しまたは意見を表明させるため、何人をも召喚する権限を有する。

する。

第五十五条に定められた特権は、本条項による義務を遂行する者にも及ぶものとする。

第三十二条 委員会の会議においては、当該委員会の委員総数の過半数の出席が定足数を構成するに必要とされる。

第三十三条 参議院または衆議院は、本憲法の定めるところにより、法律案および動議の提出、議事の運営ならびに他の事項に関する議院規則を制定する権限を有する。

#### 第五節 国会の両院合同会

第三十四条 国会は、次の場合に両院合同会を開く。

- (1) 第十八条および第十九条による摂政の任命に対する承認。
- (2) 第二十一条による国会の前での摂政の厳肅なる宣誓。
- (3) 第二十三条による王位継承に対する承認。
- (4) 第七十五条による法律案の再審議。
- (5) 第一百条による国会の開会。
- (6) 第二百二十八条および第二百二十九条による一般討議の開催。
- (7) 第四百一条による内閣の政策の表明。
- (8) 第四百九条による宣戦に対する同意。
- (9) 第五十条による条約の批准。
- (10) 第六十四条による憲法裁判所の裁判官の任命。

- (1) 第一百六十九条による憲法の改正。
- (2) 第一百七十三条による憲法の解釈。

(3) 第一百七十六条第一項による国王の内閣を通じて行なう立法権の行使、ならびにこの権限の取消。

第三百三十五条 参議院の議事規則は、国会（両院合同会）の会議に準用される。

第三百三十六條 第一百七十三条第二項の規定を除き、両院に適用される規定は、国会（両院合同会）の會議に準用される。

## 第七章 行政権

第三百三十七條 国王は、國務の執行を職務とする内閣を構成するため、一名の内閣総理大臣と十五名以上三十名以内の國務大臣を任命する。

国会議長は、内閣総理大臣を任命する勅令に副署しなければならない。

第三百三十八條 すべての國務大臣は、就任に先立ち、国王の面前で、次の言葉で厳肅な宣誓を行なわなければならない。

「私（宣誓者氏名）は、国王陛下に対し忠誠であり、国家および国民のために職務を誠実に遂行し、かつタイ王国憲法をあらゆる点で擁護し、遵守することを厳肅に宣誓する。」

第三百三十九條 國務大臣は、参議院議員または衆議院議員を兼ねることができない。

第四百十條 國務大臣は、参議院、衆議院、または国会の會議に出席し、事實を陳述し、もしくは意見を表明することができる。但し、投票権はこれを有しない。

第四百十一條 内閣は、行政権を行使する前に、国会に対してその政策を表明しなければならない。この場合、投票はこれを行なうことができない。

第四百十二條 内閣総理大臣および省を担当する國務大臣は、その職務の遂行に関し、国会に対し責任を負う。すべての國務大臣は、内閣の一般政策に関し、国会に対し連帯して責任を負うものとする。

第四百十三條 内閣は、次の場合に総辞職する。

- (1) 第二百二十八條による国会の不信任決議の可決。
  - (2) 衆議院の立法期の満了または解散。
  - (3) 内閣の総辞職。
  - (4) 第四百四十四條による内閣総理大臣の辞任。
- 第四百四十四條 國務大臣は、次の場合に、その地位を失う。
- (1) 死亡。
  - (2) 辞職。
  - (3) 第八十八條による衆議院議員の候補者としての資格の喪

失、または第八十六条(1)、(2)、(3)もしくは(5)、あるいは第八十九条(1)、(2)もしくは(3)による選挙権もしくはは被選挙権の喪失。

(4) 第二百二十八条による国会の不信任決議案の可決。

(5) 第四百四十五条による勅令の発布。

第四百四十五条 国王は、内閣総理大臣の助言にもとづき、大臣を辞職させることができる。

第四百四十六条 公共の安全を維持し、または公共の災害を避けるため緊急を要し、かつ国会を召集する時日のない非常事態の場合、もしくはこのような事態が国会の解散中に生じた場合には、国王は、法律の効力を有する緊急命令を発することができる。

前項の緊急命令は、次の国会の会期に遅滞なく提出されなければならぬ。国会がこれを承認した場合には、緊急命令は法律となる。国会が承認しない場合には、失効する。但し、緊急命令が有効であった時になされた行為の効力を損するものではない。

緊急命令の承認または不承認は、法律の形式でこれを行なう。

第四百四十七条 会期中に、国家の利益のために、緊急かつ秘密の審議を要する租税、関税または通貨に関する法律を制定する必要が生じた場合、国王は、法律の効力を有する緊急命令

を発することができる。

第一項にもとづき発せられた緊急命令は、官報で公表された日から二日以内に、国会に提出されることを要し、かつ第四百四十六条第二項および第三項の規定が準用される。

第四百四十八条 国王は、戒厳法に定められる条件および方法に従い、戒厳令を布告する権限を有する。

特定地域に限って戒厳令を布告する緊急の必要のある場合は、軍当局は、戒厳法の定めるところにより、これを行なうことができる。

第四百四十九条 国王は、国会の承認を得て、宣戦を布告する権限を有する。

これに承認を与える国会の決議は、両院の総議員の三分の二以上の多数決によらなければならない。

第五百十条 国王は、外国と講和条約およびその他の条約を締結する権限を有する。

タイ国領土の変更をもたらし、またはその施行のために法律の公布を必要とする条約は、国会の承認を得なければならぬ。

第五百十一条 国王は、恩赦を行なう権限を有する。

第五百十二条 国王は、位階を剝奪し、勲章を返還させる権限を有する。

第五百十三条 国王は、法律に抵触しない勅令を発する権限を

有する。

第二百五十四条 国王は、次官、局長ならびにこれと同等の階級にある文武官を任免する。

第二百五十五条 公務員の資格、任用、任命、罷免ならびに処罰は、法律によりこれを定める。

第二百五十六条 第十三条、第十八条、第一百二十二条、第三百七十七条および第七十条第二項の規定を除き、国務に関するすべての法律、詔勅および勅令は、國務大臣により副署されなければならぬ。

## 第八章 司法権

第二百五十七条 裁判および判決は、裁判所の専権である。裁判所は、法律に基づき、かつ、国王の名において、これを行なう。

第二百五十八条 すべて裁判所は、法律によつてのみ、これを設置することができる。

第二百五十九条 特別の事件または特別の訴訟を裁判するため、当該事件もしくは訴訟についての管轄権を有し法律により設置された通常裁判所に代わつて、新たな裁判所を設置されてはならない。

第六十条 特別の事件に適用するために、裁判所の構成または手続に関する法律を改正する法律は、これを制定すること

ができない。

第六十一条 裁判官は、法律に従い、裁判を行ない、かつ判決を下すときには、いかなる拘束も受けない。

第六十二条 国王は、裁判官の任命、転任ならびに罷免を行なう。

第六十三条 裁判官の任命、転任ならびに罷免は、これを国王に提出する前に、裁判官の服務に関する法律に従い、司法委員会の承認を得なければならない。

裁判官の昇進ならびに昇給は、裁判官の服務に関する法律に従い、司法委員会の承認を得なければならない。

## 第九章 憲法裁判所

第六十四条 憲法裁判所は、参議院議長、衆議院議長、最高裁判所長官、高等裁判所長官、検事総長およびその他法律の定める資格を有する者のなかから国会により任命される四名の者でこれを構成する。

参議院議長は、憲法裁判所の長官となる。

第六十五条 憲法裁判所は、本憲法に定める職務を行なう。憲法裁判所の手続は、憲法裁判所に関する法律により、これを定める。

第六十六条 総選挙の行なわれる毎に、国会は、最初の会期の開会日より三十日以内に、資格を有する者の中から、新た

な憲法裁判所裁判官を任命する。

第一項に定められた期間は、会期中の期間を意味する。

第一項により憲法裁判所の新たな裁判官を任命する場合、

国会は、退任した裁判官を再任することができる。

第六十七條 国会により任命された憲法裁判所裁判官は、次の場合にその地位を失う。

- (1) 総選挙後の国会の最初の会期の開会。
- (2) 死亡。
- (3) 辞職。
- (4) 第八十八條による、衆議院議員の候補者としての資格喪失、または第八十六條(1)、(2)、(3)もしくは(5)、あるいは第八十九條(1)、(2)もしくは(3)による選挙権もしくは被選挙権の喪失。

第六十八條 第六十七條(1)の規定以外の事由により、国会が任命した憲法裁判所裁判官の間に欠員が生じた場合、国会は、三十日以内に当該欠員を補充するために新たな裁判官を任命する。

第一項に定められた期間は、会期中の期間を意味する。

## 第十章 憲法改正

第六十九條 憲法改正は、次の方式ならびに手続によつてのみ、これを行なうことができる。

- (1) 改正の動議は、内閣もしくは両院の総議員の五分の一以上の両院合同または各院別の議員により提案されなければならない。
- (2) 改正の動議は、憲法改正案の形式で提案されることを要し、かつ国会は三読会においてこれを審議するものとする。
- (3) 第一読会においては、改正を原則的に承認する表決が、氏名点呼で両院の総議員の三分の二以上の多数決により行なわれなければならない。
- (4) 第二読会においては、改正案は逐条的に審議され、表決は、単純多数決により行なわれる。
- (5) 第二読会が終了したときは、十五日の期間の経過後に、国会は第三読会を行なう。
- (6) 第三かつ最終の読会においては、表決は氏名点呼で行なわれ、憲法改正案は、両院の総議員の三分の二以上の多数決により採択されなければならない。
- (7) 前各号の定めるところにより、議決が行なわれた後、憲法改正案は、国王に奏上される。この場合、第七十四條および第七十五條の規定が準用される。

第七十條 国王は、第六十九條の定めるところにより奏上された憲法改正案が、国家または国民に重大な利害を及ぼし、かつ国民による決定が至当であると思慮する場合には、当該改正案の承認または不承認を、国民投票により決定させ

ることができる。

国民投票を行なう場合、国王は、当該改正案が奏上された日から九十日以内に勅令を発しなければならない。国会議長は、当該勅令に副署しなければならない。

第二項により勅令が發布される場合、投票日を勅令發布後九十日以内に定める勅令が発せられるものとする。国民投票は、王国の全域を通じて、同日に行なわれなければならない。

国王が、本条によりその権限を行使する場合には、第六十九條(7)の規定は適用されない。

第七十一條 衆議院議員の選挙権を有する者は、国民投票に参加する権利を有する。

国民投票を行なう方式および手続は、国民投票に関する法律によりこれを定める。

第七十二條 第七十條による国民投票は、単純多数決による。憲法改正案が国民投票で承認された場合には、国王は、国民投票の結果が宣せられた日から三十日以内に、当該改正案に署名しなければならない。当該改正案は、官報で公表されたときに効力を発する。国民投票で承認されない場合には、当該改正案は廃案となる。

## 第十一章 最終規定

第七十三條 第七十五條の規定する場合を除き、参議院、衆議院または国会の権限内の事項に関し、憲法の解釈に疑義が生じた場合には、国会が解釈の権限を有し、かつその解釈は最終のもののみなされる。

第一項により憲法を解釈する場合、両院の総議員の過半数の議員の出席が、定足数を構成するに必要とされる。

第七十四條 本憲法に抵触し、または違反する法律の規定は、無効とする。

第七十五條 法律の規定を訴訟事件に適用するにあたって、裁判所が、当該規定が第七十四條に該当すると判断した場合には、裁判所は、その審理ならびに判決を延期し、憲法裁判所による決定を得るため、正当な経路を経て、その意見を通知しなければならない。

憲法裁判所の決定は、最終的なものとみなされ、かつすべての事件に適用されるものとする。但し、すでに確定した裁判所の判決の効力を損なうことはできない。

憲法裁判所の決定は、官報で公表されるものとする。

第七十六條 戦争状態または王国の安全を害する範圍の非常事態が発生し、かつ国会を通じての立法権の正常な行使が、この事態を処理するに不都合または不適當な場合には、国会

は、内閣の提案に基づき、立法権が法の効力を有する勅令の発布によって内閣を通じて国王により行使されることを決議することができる。国会は、当該決議をいつでも廃止することができる。

第一項に定める戦争状態または非常事態が、衆議院の解散中に生じ、または存在する場合、もしくは国会を召集する時日がない場合には、国王は、法律の効力を有する勅令を発することにより、内閣を通じて立法権を行使することができる。

### 経過規定

第七十七条 本憲法施行の日から十五日以内に、国王は百二十名の参議院議員を任命する。衆議院議員選挙後、参議院議員数は第七十八条に定められた数まで増減するものとする。

第一項の定める参議院議員数の増減は、国会の最初の会期の開会までに、これを行なわなければならない。増加の場合には、国王は追加すべき参議院議員を任命する。減員の場合には、減ずべき数と同数の参議院議員が抽せんにより退任するものとする。

第七十八条 第八十条による衆議院議員の選挙後、国会の最初の会期が開会されるまでの当初の段階においては、参議院が国会の権限および職務を有する。

第七十九条 第七十八条による参議院の国会としての召集

は、参議院議員の任命の日から十五日以内に、勅令により行なわれる。

第八十条 衆議院議員の選挙は、第八十三条の規定にもとづき、本憲法施行の日から二百四十日以内に、これを完了しなければならぬ。

第八十一条 本憲法公布の日に国務を所掌する内閣、またはその後組織される内閣は、本憲法の定めるところにより、国務を所掌するものとする。

衆議院がその職務を開始したとき、第一項の規定する内閣は総辞職し、第四百三十三条第二項の規定が準用される。

第八十二条 第七十八条により、参議院が国会の職務を遂行する期間中、憲法裁判所は、参議院議長、最高裁判所長官、高等裁判所長官、検事総長ならびに第七十八条の規定により国会の職務を遂行する参議院が、第七十九条の定める会期の開会日から三十日以内に、法律の定める資格を有する者の中から任命するその他三名の者でこれを構成する。

第八十三条 タイ王国臨時憲法第十七条により、内閣総理大臣により発せられたすべての命令は、引続き効力を有するものとする。

※この訳出は、アジア国会議員連合を通じて、在日本タイ王国大使館より提供されたテキスト（英文）に依ったものである。  
(一九六八・八・一五)